

⑥ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

(1) 概要

【内容】

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、処理に係る区域を管轄する都道府県知事（政令市長）の認定を受けることを可能とするものです。

なお、認定可能な対象範囲は、親法人与子法人の関係にある者に限られ、親法人与孫法人が産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合であっても、当該事業者については、特例を受けることはできません。

また、認定の対象は、二以上の事業者のうち、いずれかの事業者が、収集、運搬又は処分のいずれかを行う場合に限られており、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。（法第12条の7）

【効果】

認定を受けると、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち、一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物に係る排出事業者責任の規定が他の事業者にも適用され、当該他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなされることとなります。

このことにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことが可能となります。

また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で、委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要になります。なお、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となることがありますので、注意が必要です。

【基準】

都道府県知事（政令市長）の認定に係る基準は、「二以上の事業者の一体的な経営の基準」と「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」があり、その概要は、以下のとおりです。

なお、

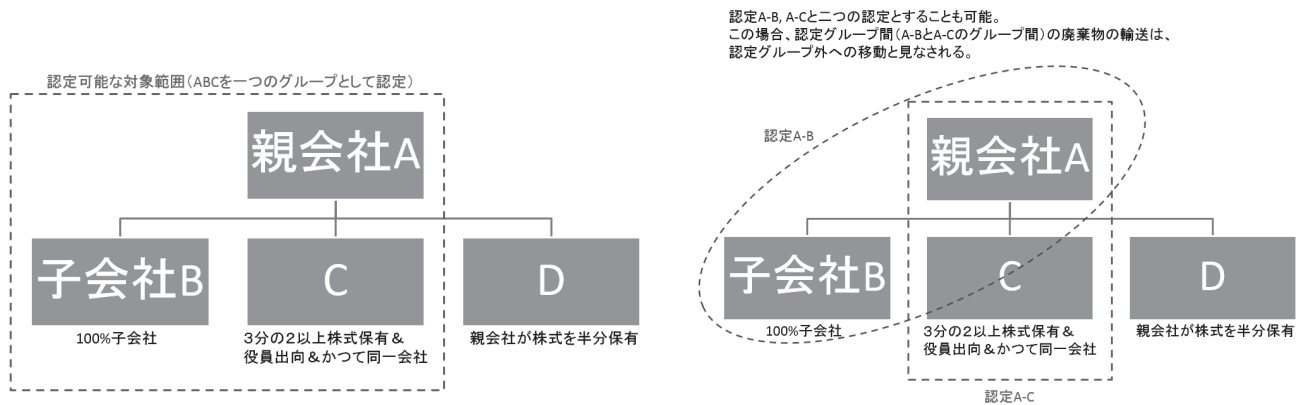
ア 二以上の事業者の一体的な経営の基準（規第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ② 次のいずれにも該当する。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

イ 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準（規第8条の38の3）

- ・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
- ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
- ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）
- ・知識及び技能を有すること。
- ・経理的基礎を有すること。
- ・欠格要件等に該当しないこと。
- ・基準に適合する施設を有すること。
- ・その他環境大臣が定める基準に適合していること。



(2) 申請先 (規第8条の38の4)

申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県（政令市）窓口へ申請してください。

※申請は、二以上の事業者が共同して行う必要があります。

※当該区域が二以上の都道府県（政令市）にまたがる場合は、それぞれの都道府県（政令市）への申請が必要となります。

(3) 申請書、添付書類 (規第8条の38の5)

- ・申請書には、事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載する必要があります。
- ・当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付し、合わせて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付してください。

(4) 認定の変更の申請 (規第8条の38の6)

認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、認定を受けた自治体窓口申請し、変更の認定を受けなければなりません。

【変更の認定が必要な事項】

- ① 議決権保有割合に関する事項に係る変更（一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- ② 一体的処理の実施体制に関する事項（役員の派遣状況に係る変更にあつては、一体的な経営の基準を満たさなくなる場合に限る。）
- ③ 当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類
- ④ 当該申請に係る処理の範囲
- ⑤ 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域 等

(5) 変更の届出、廃止の届出 (法第12条の7、規第8条の38の7、規第8条の38の8、規第8条の38の10)

認定事業者が上記(4)に該当しない軽微な変更をしたときは、共同して、変更の日から10日以内に、認定を受けた自治体窓口へ届け出なければなりません。

また、認定事業者が認定に係る処理の全部又は一部を廃止したときは、共同して、廃止の日から10日以内に、当該廃止に係る区域を管轄する認定を受けた自治体窓口へ届け出なければなりません。

(6) 帳簿 (令第6条の4)

認定事業者は、帳簿を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

- ・収集・運搬を行う場合にあつては、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量等
- ・処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量等

(7) 報告 (規第8条の38の11)

認定事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を認定を受けた自治体窓口へ提出しなければなりません。